

3月決算への留意点

3月決算をむかえるにあたり、税務上のおもな留意点はつぎのとおりです。

1. 来期に会計処理や消費税のとり扱いを変更する場合

項 目	留 意 点
棚卸資産の評価方法 有価証券の一単位当たりの帳簿 価額の算出方法 減価償却資産の償却方法 外貨建資産等の期末換算方法等	変更事業年度開始の日の前日までに変更承認申請書 を提出。 特別な理由がない限り、3年間継続していないと変更 は不可です。
消費税課税事業者選択届出書 消費税簡易課税制度選択届出書 消費税課税期間特例選択届出書	選択課税期間の初日の前日までに提出。 従来の選択提出後2年間経過しないと変更は不可。 1) 来期以降に設備投資の計画がある場合、免税事業 者から課税事業者への変更、簡易課税から原則課税 への変更などで、還付が受けられます。 この場合、2年間のシミュレーションが必要です。 2) 輸出業者など常時還付を受ける事業者は、課税期 間を3か月に短縮することにより3か月ごとに還付を 受けることができます。

2. その他のポイント

項 目	留 意 点
不良債権の処理	会計上、不良債権の処理は前倒して早期に償却する 傾向にありますが、税務上はあくまで、損失の確定 が条件です。 法的整理に入ってから確定するまでにかかなりの時間 を要しますので、早期に処理したい場合は、書面 により債務免除します。この場合、期末日までに行わ なければなりません。 書面による場合、公正証書による必要はありません が、内容証明郵便による通知が必要です。
同族会社の留保金課税の不適用 新基準の追加	前事業年度の試験研究費、開発費の合計額が売上高 の3%を超える中小企業者の場合、要件を満たせば、留 保金課税は適用されません。 留保金課税については、従来から誤りやすく、注意 が必要です。

お見逃しなく！

商法施行規則の規定により、03年3月決算から、貸借対照表の資本の部の表示方法をつぎのように変更する必要があります。

旧	新
1. 資本金 2. 法定準備金 1) 資本準備金 2) 利益準備金 3. 剰余金 1) 任意積立金 2) 当期末処分利益	1. 資本金 2. 資本剰余金 1) 資本準備金 2) その他資本剰余金 3. 利益剰余金 1) 利益準備金 2) 任意積立金 3) 当期末処分利益